

第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」リハーサル大会
兼 第14回鹿児島県障害者スポーツ大会
兼 第45回九州身体障害者アーチェリー選手権鹿児島大会
アーチェリー競技実施要領（案）

1 競技規則

令和2年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- (2) 行射時間は3射2分とする。
- (3) 練習は、競技開始前に行い、「3射2分で矢取り」を2回繰り返す。
- (4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
- (5) 得点記録および矢の回収は、鹿児島県アーチェリー協会が競技者から委任を受けて行う。

3 的番・立順

的番および立順は、主催者が決定する。

4 用具

- (1) 競技に必要な用具は、出場選手が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。
- (2) 大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

5 服装等

- (1) 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクィーバー又は太腿に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。
なお、指定の場所への表示が難しい場合は、状況に応じて別途指示する。

6 用具検査

- (1) 用具検査は、令和2年5月17日（日）に競技会場で開始式前に行う。
- (2) 用具検査の対象には、弓具以外に、服装、番号布、車いす及び補助具等を含む。

7 アシスタント

- (1) 障害区分1又は特別な事情のある競技者は、競技者の介助を行うアシスタントを1名つけることができる。この場合、アシスタントは、あらかじめ主催者の許可を得て競技者と同じ番号のゼッケンの交付を受け、閉会式終了時まで着用しなければならない。
- (2) アシスタントは、必要に応じてシューティングライン（SL）まで入場することができる。
- (3) 競技者に対する助言は認めない。（用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。）
- (4) アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外を持ち込んで서는ならない。
- (5) アシスタントは、競技会場内では、競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。
- (6) アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。

8 開始式・表彰式・閉会式

開始式、表彰式及び閉会式は、競技会場で行う。

9 その他

- (1) 競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員及び情報支援ボランティア並びに主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (2) 競技者は、次の装置の使用を禁ずる。
 - ア 競技者の装具に装着が可能な電子又は電氣的装置
 - イ ウェイティングラインより前方での通信装置（携帯電話含む。）、ヘッドフォンおよびイヤホン等を使用した装置ならびに音を減少させる装置
- (3) 荒天時や不測の事態等が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。